様式７（記入例）

**グループ協定書**

（名称及び目的）

第１条　当グループは、　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　と称する。

２　当グループは、福島県発注に係る脱水汚泥収集運搬及び汚泥処分業務（夜間便２号・セメント原料化）（以下「本業務」という。）を共同連帯して履行することを目的とする。

（成立の時期及び解散の時期）

第２条　当グループは、令和　　年　　月　　日に成立し、業務が完了するまでは解散することができない。

２　当グループは、本業務を受託することができなかったときは、前項の規定にかかわらず、本業務に係る委託契約が締結された日に解散するものとする。

（構成員の住所及び名称）

第３条　当グループの構成員は、次のとおりとする。

住　　　　所

商号又は名称

住　　　　所

商号又は名称

住　　　　所

商号又は名称

住　　　　所

商号又は名称

（代表者の名称）

1. 当グループは、（商号又は名称）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　を代表者とする。

（代表者の権限）

第５条　当グループの代表者は、本業務の履行に関し、グループを代表して、福島県及び監督官庁等と折衝する権限並びに自己の名義をもって、見積、入札に関する権限を有するものとする。

（分担業務）

第６条　各構成員の業務の分担は、次のとおりとする。

処分業務　　　（商号又は名称）

収集運搬業務　（商号又は名称）

収集運搬業務　（商号又は名称）

収集運搬業務　（商号又は名称）

２　前項に規定する分担業務の価額については、別に定めるところによるものとする。

（構成員の責任）

第７条　構成員は、委託契約の履行に関し連帯して責任を負うものとする。

（構成員の相互間の責任の分担）

第８条　構成員がその分担業務に関し、発注者及び第三者に与えた損害は、当該構成員がこれを負担するものとする。

２　構成員が他の構成員に損害を与えた場合においては、その責任につき関係構成員が協議するものとする。

（権利義務の譲渡の制限）

第９条　本協定書に基づく権利義務は他人に譲渡することはできない。

（業務途中における構成員の脱退）

第１０条　構成員は、当グループが当該業務を完了する日まで脱退することはできない。

（業務途中における構成員の履行不能等に対する処置）

第１１条　代表者を除く構成員のうちいずれかが業務途中において、履行不能となった場合には、福島県県北流域下水道建設事務所長の承認を得て、残存構成員が、共同連帯して、当該履行不能となった構成員の分担業務を履行するものとする。

２　前項に定める場合において、残存構成員のみでは適正な業務の履行確保が困難な場合は、代表者は、残存構成員全員及び福島県県北流域下水道建設事務所長の承諾を得て、新たな構成員をグループに加入させることができるものとする。

３　代表者が、業務途中において履行不能となった場合には、当グループは解散する。

（解散後のかしに対する構成員の責任）

第１２条　グループが解散した後においても、当該業務につきかしがあったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

（協定に定めない事項）

第１３条　この協定に定めのない事項については、構成員全員の協議において定めるものとする。

　上記のとおり本業務に係るグループを構成することに合意したので、その証拠としてこの協定書　　　通を作成し、各通に構成員が記名捺印し、１通は福島県に提出し、他は各自所持する。

　　令和　　年　　月　　日

（構成員）　所在地又は住所

　商号又は名称

代表者職氏名 　 　　　 　　印

（構成員）　所在地又は住所

　商号又は名称

代表者職氏名 　 　　　 　　印

（構成員）　所在地又は住所

　商号又は名称

代表者職氏名 　 　　　 　　印

（構成員）　所在地又は住所

　商号又は名称

代表者職氏名 　 　　　 　　印